

今月の言葉

あわてず、あせらず、あきらめず

総務部

ビザの更新について

ビザの更新は期限日の2ヶ月くらい前から申請できます。期限当日までに入国管理局に行き、更新の手続きをしないとはいけません。更新の手続きは必要条件があり、書類を記入したり、様々な書類も提出します。

提出書類としては、犯罪経歴書や戸籍謄本など取寄せるのに時間がかかるものもあったり、納税証明書と言って、税金をきちんと支払っているかの証明書や源泉徴収票と言って、日本できちんとした仕事についているかの証明書などがあります。また、きちんと雇用保険・社会保険に加入しているかも調べられます。期日までに必要なものが揃わなかったり、更新条件に当てはまらないと在留期間が短くなったり、更新されないこともあります。

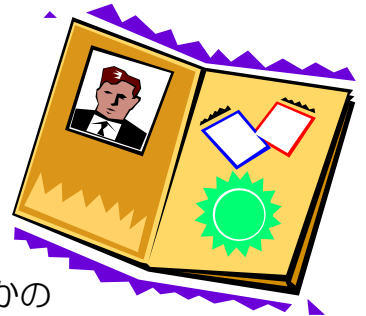
また、更新手続きをせずに期限が過ぎてしまうと不法滞在となり、警察につかまってしまったり、強制退去になることもあります。

日本に滞在するためにはきちんとしたビザが必要です。

ビザの期限は常に意識して、余裕をもって更新手続きを行うようにしましょう。

伸栄の要員なら社長が代理で申請もできます。

分からないことがあったり、伸栄に申請をお願いしたかったら、管理担当者もしくは伸栄に連絡してください。



在留カードについてのQ&A

Q1. 在留カードの住所変更はどこでやるのですか？ A. 近くの市区町村役場でやります。

Q2. 住所変更の際に何を携っていけばいいのですか？

A. 在留カードと他の市町村から引っ越してきたのであれば転出証明書も必要になります。

Q3. 転出証明書はどこでもらいますか？

A. 前住所地の市区町村役場で発行されます。

Q4. 住所変更はいつまですればいいのですか？

A. 転入した日から14日以内です。

Q5. 在留カードの申請はどこでやりますか？

A. 入国管理局でやります。

Q6. 申請するのに何が必要ですか？

A. 申請書、4×3の写真(16歳未満は不要)、パスポート、外国人登録証明書です。

年金脱退一時金について

日本で6ヶ月以上年金に加入(支払い)していれば、母国で脱退一時金が受け取れます。その申請書類は日本年金機構のホームページ <http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=1728> もしくは年金事務所でもらえます。

浜松西年金事務所

静岡県浜松市中区高町302-1

平日(月~金) 午前8:30~午後5:15まで
053-456-8511

浜松東年金事務所

静岡県浜松市東区天龍川町188

平日(月~金) 午前8:30~午後5:15まで
053-421-0192